

令和2年度第1回武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会 会議要録

- 日 時 令和2年10月13日（火）午前10時から11時50分まで
- 場 所 武蔵野市役所412会議室
- 出席委員 久保田 聡、高杉保宏、武田嘉郎、松丘 晃、後藤明宏、大岩ひろみ、近藤和正、武永慶志、植村由紀彦、高橋 学、金丸絵里、代理：永田有紀恵（敬称略）12名
- 傍聴者 2名
- 事務局 （市）山田健康福祉部長、小久保地域支援課長、齋藤地域支援課課長補佐
（福祉公社）小島常務理事、森安理事兼成年後見利用支援センター長、服部在宅サービス課長、石橋権利擁護センター長、江尻成年後見利用支援センター主査 他

1 開会

【事務局】

議事に入るまで、事務局にて、次第に沿って進行したい。記録用に写真撮影をする。

2 委嘱状交付（机上配付）

3 市長挨拶

この度は多忙の中、武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会の委員に就任いただき、誠に感謝します。

既に、成年後見制度に関わり、認知症や障害があることで、財産の管理や日常生活等に支障がある方々に対し、様々な支援をされていると思う。この会議では、成年後見人等に選任されている方、認知症高齢者や障害のある方の支援を担う方、地域で様々な相談を受けている方、行政で様々な支援を担う職員、計12名の多様な職種の方を集っていただいた。

昨年度までは、武蔵野市福祉公社主催「権利擁護センター関係者等連絡協議会」にて、情報交換等を行ってきたが、今年度からは、「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、市と福祉公社が中核機関となり、地域連携ネットワークを強化・拡充するため、この連絡協議会を組織した。

今後は、認知症や障害があることで、財産の管理や日常生活等に支障がある方々を、社会全体で支え合うことが課題とされる時代。成年後見制度は、これらの方々を支える重要な手段だが、現在十分に利用されていないことを鑑み、利用促進について、総合的かつ計画的に推進していくことが必要とされている。また、市内でも、依然、高齢者を対象とした特殊詐欺の被害があり、市民の財産を守るという視点においても、地域のネットワークづくりは必要だと考えている。

この連絡協議会は、制度の関係者等が連携・協力し、成年被後見人等への支援等を行うことを目的に、ネットワークづくりを行う会議。まずは、互いの顔が見える関係づくりを行い、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを実現できるよう、委員の協力をお願いしたい。

4 委員自己紹介（省略）

○松下市長、公務のため退席

○事務局自己紹介（省略）

5 配付資料確認（省略）

6 会長・副市長の選出

（１）会長選出 （２）副会長選出

【委員】

会長は、弁護士として実績があり、武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会委員、武蔵野市地域自立支援協議会親会委員として、市の成年後見制度に関わりの深い、久保田委員を推薦したい。

○拍手により承認

【会長】

副委員長は、武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定に関わり、権利擁護センター関係者等連絡協議会の委員でもあった松丘委員にお願いしたい。

○拍手により承認

【会長】

関係各所のエキスパートが集ったことを改めて感じており、身の引き締まる思いで心して務めたいと思う。よろしくをお願いしたい

【副会長】

副会長を拝命し、会議のために頑張りたい。よろしくをお願いしたい。

7 議題

（１）武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会の公開・運営に関する確認（案）

（２）武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会傍聴要領（案）

【会長】

（１）（２）を一括して審議する。事務局より説明をお願いしたい。

○事務局説明（省略）

【会長】

意見・質問が特に無ければ、協議会の公開・運営に関する確認、傍聴要領それぞれ承認とする。今後は、この会議の公開・運営を記載の通り行っていく。傍聴の取り扱いが決まり、傍聴希望者に入室いただく。

○傍聴者入場

8 議題

（１）武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画について

○事務局説明（省略）

【会長】

質問・意見があれば、よろしくお願ひしたい。

【委員】

成年後見利用支援センターができたとのことだが、推進機関及び公社の体制はどうなっているか。

【事務局】

推進機関及び福祉公社の体制についてだが、成年後見利用支援センターは後ほど説明するが、制度周知や普及啓発のための広報を中心的に担い、権利擁護センターは従来通り個別の利用者への対応を担う、という役割分担だ。

【委員】

武蔵野市は、福祉公社が法人後見の割合が多い。東京や全国と違い、福祉公社があることが大きなメリットだ。今後、この資源をどう活用していくかだと思ふ。私も普段後見業務を担っているが、件数は10人強で経験値としては福祉公社に比べると桁が違ふ。稀に相談したいと思ふこともあり、福祉公社が培ったノウハウみたいなものについて、やりとりができたなら個人的な思ひがある。

【事務局】

市民後見人の育成だけではなく、関係者の皆様に支援ができれば良いと思ふ。

(2) 武蔵野市成年後見利用支援センターについて

(3) 武蔵野市福祉公社における成年後見制度に係る事業について

○事務局説明（省略）

【副会長】

利益相反の説明のところ、一点確認したい。ホームヘルプセンターというのは福祉公社の中の1つのセクションという位置づけか。

【事務局】

ホームヘルプセンターは福祉公社の組織の一つで、介護保険サービスのほか障害者福祉のサービスも行っている。

【副会長】

福祉公社という法人の中に、法人後見を担当するセクション、介護事業を行うセクションは、別立てという形になっているということか。

【事務局】

そのとおりで、法人後見のセクションと介護事業のセクションがそれぞれ別個にサービス提供を行っ

ている。ただし、基本的には福祉公社のサービスを利用されていた方が加齢や状態の悪化に伴って判断能力が低下し、成年後見が必要になった時に、使い慣れている福祉公社の後見を受けたいという相談があり、そのような申立になっているのが実態だ。そこで疑念の生じないように権利擁護センター運営監視委員会に報告し、裁判所への定期報告の際にも報告し、今回このネットワーク連絡協議会ができたので、こちらにも報告することで明確にしていきたいと考えている。

【委員】

2つお尋ねしたい。権利擁護センターの中に利用支援センターがあるということか。両方の機能が重複しているようだが、独立したものか。関係を教えてほしい。

もう一つは、計画16ページで福祉公社が後見受任の3割を占めているのが特徴とされているが、今後規模が大きくなっていく時に、今後も公社が3割を占めていくというスタンスでやっていきたいのか、増やしたいのか減らしたいのか伺いたい。

【事務局】

まず、成年後見利用支援センターと権利擁護センターの関係性だが、権利擁護センターはあくまで福祉公社の独自事業。一方、成年後見利用支援センターは武蔵野市の機関という違いがある。市の機関として設置をし、それを福祉公社が委託を受けて市と共同で運営をしているということで、設置のそもそもの根拠が異なるということが一点。具体的な中身としては、出来るだけ成年後見制度を利用していただきたいというのが中心になるため、制度の周知・啓発や相談事業を成年後見利用支援センターで実施をしていく。一方で権利擁護センターについては、20年以上の経験を活かしながら、個別の対応をこれまで通り続けていきたい。

次に今後だが、せっかく成年後見制度利用促進基本計画を策定したので、制度利用の拡大を進めていきたい。パイを大きくしていきたい。しかし、福祉公社の人員体制をどうするのかに左右されるので、拡大し続けるということにはならないと思う。市民後見人の養成、法人後見の拡大、専門職後見人の拡大等を図りながら、福祉公社としてできうることを進めていきたい。

9 その他

【事務局】

新型コロナウイルス感染症について皆様の活動に影響があったと思う。その状況を報告いただく。

【会長】

成年後見に限らず、業務一般としてプライバシーが重視されるため、3月に事務所を移転し、防音設備も導入し、万全の対策を取っていたが、それが今回のコロナ騒ぎで仇になってしまった。幸い、窓のある相談室を2室確保できたので、相談や打合せは専ら窓やドアを開け、換気に配慮しながら対応している。

成年後見の関係だと、やはり施設や病院の面会が制限されており、中々本人に会うことができない。或いは、家族が短時間面談可能という中で、後見人がその貴重な時間を奪ってしまっているのか、という葛藤もある。

また、裁判所が殆ど機能していなかった時期があり、緊急事態宣言で期日が全て止まってしまい、その

余波で未だに元に戻っていない。だから何だという訳ではないが、困ったと感じている。

【副会長】

行政書士会でも研修が通常通りできなくなり、会議もオンラインで、という感じで、急速に転換が進んだ。私は後見の担当件数は多くないが、特に高齢者施設は非常に慎重で、緊急事態宣言中は全く入れなかった。現在も施設にもよるが、完全事前予約制で、面談時間が定められている。オンラインで面談ができるなど、色々工夫している施設もある。後見人として、大した用件もない時は施設に行きづらいというのが感想だ。一方、在宅の方に関しては、どうしても行かなければならない用事もあり、月1～2回は訪問しているが、検温しても本当に自分が安全なのかという不安を抱えながら訪問している。

裁判所の話は、私は神奈川の案件を受け持っているが、定期報告は期限が決まっているため、期限通り提出している。しかし、定期報告後2か月経っても音沙汰がなく、問い合わせたところ、担当者が在宅勤務でまだ時間がかかる等と言われ、裁判所によって事務処理が滞っている、という印象がある。

【委員】

最近の出来事では、外出可能な施設で、施設として外出が制限されてしまい、本人の状況が心配される。他の施設も基本的に外出が難しいところが多かった。緊急事態宣言前後から、新しく施設入所する方との面談が難しく、中々話が進まなかったが、6月以降は逆に施設入所を希望する方が多くなり、緊急事態宣言で止まっていた業務が一度に動き始めた。在宅の方は、自分も無症状かもしれない、という疑念もありながら、月2～3回訪問することもあり、換気や手洗いを励行している。ヘルパーや医師など、在宅介護に関わる人たちが集まることを懸念している。

【委員】

施設入所中の方は殆ど同じで、面会が制限されているか、来ないでくれと言われる。オンライン面会でできることもあるが、寝たきりの方や認知症の方などは面会にならない場合もある。被後見人の顔が見られると我々も安心するというものもある。在宅も同様だが、感染予防に留意することと、在宅の方にもマスク着用など感染予防を促している。マスクをせず買い物に行った人から、周りからジロジロ見られるという話を聞き、マスクがない人には差し上げたこともあった。もし、被後見人が感染した時、誰が駆け付けるのか、保健所が行くのか、防護服がないなど、非常に心配だ。被後見人には、熱が出た時は病院には行かず私に電話するよう案内している。実際に電話があったらどうすべきか、という心配はある。

また、様々な障害等を抱える家庭の子どもたちを対象に子供食堂を開いている。来る子どもたちは、社会の空気を吸うこともなく、他人と話をするのは私たちだけで、緊急事態宣言時は休んでいたが、解除後はすることがない人たちは益々引きこもりになり、非社会的な生活をしていた。多少密になるが、手洗い消毒換気等の感染予防をして、子供たちに集まって楽しんでもらっている。

【委員】

こだまネットは、総会や理事会を、書面開催やメールのやり取りにした。役員は年配の方が多く、一堂に集まる講演会や親亡き後講座などは中止にした。その代わりに、講師らに文章をいただき、特別号の機関紙を作成し、啓発活動に努めた。相談会は年明けに個別のものをやりたいと考えている。

来年度、コロナが落ち着いたという前提になるが、こだまネットの母体である山彦の会の中でも、親族後見人で親やきょうだい後見人の方が数名いるため、親族後見人の集いが来年度実施できないか、と役員の間で話をしている。コロナが落ち着いたら、後見人同士の交流、学習の集いも来年度実施したい。

【委員】

民生児童委員は、3年に1度の貴重な機会の一人暮らしの高齢者の方の訪問調査が今年3月～6月にかけて行われる予定だったが、全て中止になり書面による調査に切り替わった。私共も3年に1回会える機会を楽しみにしていたし、一人暮らしの方も私たちとじっくり話をする機会は中々ないため、期待して待っていてくれた方も居た、と漏れ聞こえたので、とても残念だ。

委員会等も書面開催になったり、小さいところではLINEを使ってのやり取りに限られており、早くこの状況から抜け出せれば、と考えている。

【委員】

ケアマネジャーとして、高齢者夫婦や一人暮らしの方も担当しているが、4月・5月は自宅に閉じこもった方が多く、デイサービスに行きたくてもマスクが無いことで、デイサービス側から利用日数の制限をかけられることもあり、外出機会が少ない人もいた。

特別定額給付金の手続きで書類を集めることが難しい人もいたため、ケアマネジャーとして支援したこともあった。

【委員】

在宅介護・地域包括支援センターでは、コロナ禍で相談が減ると予測していたが、逆に相談が増えた。相談内容はコロナ関連ではなく通常相談だった。

ここ2か月、地域活動が軒並み中止になり、外出機会を失う高齢者が非常に多く、散歩をしていたら地域のデイサービスがやっていたので自分も利用してみたい、ということで、介護保険の申請をしたいという方も増えているという印象を受けた。今まで、介護サービス未利用者も外出機会を逸しており、これを機にデイサービスに行ってみたい、という相談を受けることもあった。地域の活動も軒並み自粛されている団体も多いため、在宅介護・地域包括支援センターとしても地域の方と直接会って話をする機会が減り、センターとして役に立てることはないか考えていかなければならないと感じている。

相談の訪問対応・来所対応等に関しては、飛沫防止のガードをしたり、検温をしたり、消毒するなどの感染予防をして、通常通り行っている。訪問では、先方から拒否をされることは多くない、という印象。ただ、介護認定の更新時期だと、認定調査の時期を延期希望され、訪問ができないこともあった。

【委員】

障害者の方の地域生活支援は、後見に限らず、一体的に包括的に取り組むところは高齢同様必要と考える。武蔵野市は行政の理解があり、昨年度、当法人が初めて市内に障害者の入所施設を立ち上げた。その施設で働く職員は非常に緊張感が高く、コロナを一度施設に持ち込むと、入居されている方の生活が大きく影響を受けることから、使命感の強い職員は帰宅するとまずシャワーを浴びるなど、感染予防に努め、非常に緊張感が高い。

計画書 59 ページのパブリックコメントに、相談機能の充実ということで記載されているが、6 番目の質問と回答の例が象徴的だと感じている。成年後見・人権擁護ということで、障害者のことを考える場合、本人の気持ち、意思決定はとても大切だが、障害の重さによっては中々それが図れないことも多い。

また、障害の程度に関わらず、食べること、歌うこと、踊ることを楽しみにしている方が多い。コロナが流行してから、皆様が集ったり、大きな声で発声したり、他人と一緒に食事をする機会が失われて、未だ復活できずにいる。そういう意味では、本人たちが一番窮屈な思いをし、家族も機会を奪われて、本人たちの楽しみをどう作ればいいのか悩んでいる状況が続いている。

【委員】

生活保護に関しては、受給者の自宅や施設にケースワーカーが定期的に訪問し、訪問調査を行って生活状況を把握しているが、国からの通知を受け、緊急時以外の訪問を自粛した。中々連絡がつかない人や気になる人には、例外的に訪問したが、感染予防の装備がマスクだけで不安だった。リスク承知で行かなければならない時もあり、葛藤しながら業務を行った。

緊急事態宣言が出た時、都内で生活保護受給者が増える傾向との報道があったが、増加傾向にはならず、微増程度。様々な給付金（持続化給付金、住居確保給付金）などのセーフティネットを活用し、何とか持ちこたえた印象。しかし、失業率が高くなり、有効求人倍率も下がり、リーマンショックの後生活保護受給者が増加した時と状況が近くなっているが、今後も適切に生活保護の業務を遂行していきたい。

【委員】

基幹型地域包括支援センターでは、入院患者で在宅に戻れない方の支援も行っている。コロナの状況下の3～4月に退院、そのまま施設に入所。本人が一人暮らしで、権利擁護センターと相談しながら、という案件があった。本人と面会ができず、状態も分からない中で、入所となった案件もあった。その後、権利擁護センターに繋ぐことができ、関係者それぞれ様々な事情がある中、こういったネットワークや関係作りの中で支えてもらっていると感じた。

基幹型地域包括支援センターには、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーという専門職が配置され、8月に2回、当センターの保健師による感染症対策の研修会を主にケアマネジャーを対象に行った。

また、虐待対応も行っているが、この間、件数は増えていない。分析している訳ではないが、高齢者の場合、介護者のストレスや介護負担が多く、結果として虐待に至ることが多い。在宅ワークなど働き方が変わるにより介護とのバランスが上手くいったのではないかと考えている。

【委員】

障害者福祉課は、書面及び窓口での手続きが多いため、4月の緊急事態宣言で、国や都から延期延長の通知が出ていたため、利用者にも案内し、窓口に来る人が減るかと思っていたが、実際障害者福祉課の来庁者は減らなかったため、窓口職員は感染症対策に気を遣って対応した。コロナの影響で訪問依頼も減るかと思っていたが、職員は通常通り訪問し、マスクとアルコール消毒液を持参し、かなり気を遣った。施設に調査訪問することもあったが、施設から断りの連絡が入ることもあり、6月以降、都内の施設は基本的に訪問できるようになった。障害の場合、都外の施設もかなりあって、都外の施設からは都内からの来訪は断られ、電話調査になった。障害者は日中通所している方が多いが、通所制限もあり、家族と過ご

す時間が増えることでストレスがたまり、家庭内のトラブルが増えた、という話も聞く。逆に精神障害のある方は、他者と直接と対面しなくなり精神的安定が得られた場合もある。障害も様々あり、対応も様々だった。

【会長】

今回の日程調整を事務局からお願いしたい。

○調整の結果、令和3年2月10日水曜日、午後3時から5時まで、市役所412会議室で開催。

【会長】

今回は、前半は計画や利用支援センターの紹介を行い、後半は各委員の立場から、様々な場面に接することについて意見をいただき、興味深いと思った。また次回以降も話をいただきたいと思う。

【副会長】

専門家や介護関係者が一堂に集まり情報交換できる機会は非常に有意義だ。後見人の仕事をする中で、受任が決まると、関係者が関わらなくなることもあり、武蔵野市では計画が作成され、連絡協議会が設立されており、後見に携わる上でも非常にありがたい仕組みだ。これを活かし、市民後見の方なども含め、様々な方を巻き込んで有意義なものにできればと思う。

【事務局】

自分も以前生活保護のワーカー業務に従事していたが、当時を振り返ると、今のような福祉サービスも充実しておらず、成年後見制度自体や金銭管理の支援が無かったので、ケースワーカーが直接支援に当たったこともあったが、現在は、制度化され仕組みも構築されている。

また、委員の意見にもあったが、地域の中に成年後見制度が周知されていないという課題がある。福祉公社のリーフレットについては、制度利用の中心となる知的障害者の方向けに、よりわかりやすいリーフレットができればと思う。また、福祉公社が実践してきたノウハウの共有化と、これまでの権利擁護に係る福祉現場で実践したことを今後いかに充実していくかを考えていくかが課題であり、制度の利用を支える機能をいかに充実していくかが大きな課題ということを改めて認識した。取り組みを充実させ、さらに連絡協議会も充実させていくことが課題と思う。

今年度は3年に一度の高齢者計画と障害者計画の改定の時期で、論点の一つが権利擁護であり、ぜひ委員の皆様からも、計画に対して意見をいただきたいと思う。

最後に伺った新型コロナウイルスへの対応については、PCR検査が充実するにつれ、感染者が増加をしているが、福祉の現場で大変な苦労の中、市内ではクラスターが発生していない。まだまだ収束する状況が見えないが、皆様が一体となってしっかりと対応をいただいていると思う。

今後も、この協議会を充実したものにしたいと思うので、引き続きよろしくお願いしたい。

10 閉会